

令和3年度 2号・3号 甲府市利用者負担額(保育料)表

※3,4,5歳児クラスの児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料はかかりません。(給食費、教材費等は無償化の対象外です。)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯区分			利用者負担額(保育料)月額	
階層		定義	0, 1, 2歳児クラス	
国	市		標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	A階層を除く市民税非課税世帯	0	0
3	C	A、B階層を除く特別世帯	4,400	4,400
	C1	市民税が均等割の額のみ世帯	10,400	10,200
	C2	市民税所得割額が48,600円未満の世帯	14,200	14,000
4	D1	〃 48,600円以上52,000円未満の世帯	17,200	16,900
	D2	〃 52,000円以上67,000円未満の世帯	19,200	18,900
	D3	〃 67,000円以上85,000円未満の世帯	20,200	19,900
	D4	〃 85,000円以上97,000円未満の世帯	27,400	27,000
5	D5	〃 97,000円以上143,000円未満の世帯	29,800	29,300
	D6	〃 143,000円以上155,000円未満の世帯	36,400	35,900
	D7	〃 155,000円以上169,000円未満の世帯	40,800	40,200
6	D8	〃 169,000円以上237,000円未満の世帯	44,400	43,700
	D9	〃 237,000円以上301,000円未満の世帯	48,200	47,400
7・8	D10	〃 301,000円以上の世帯	48,400	47,600

○保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の二つの区分に分けられます。

○課税額を計算する場合には、寄付金控除及び住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除(税額控除)は適用されません。

○2人以上同時に入所の場合、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

○市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

○市民税所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子以降の保育料は満3歳に到達して最初に迎える3月31日まで無料になります。

○ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯等については、1つ下の階層となります。ひとり親世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、1人目は半額もしくはC階層の額のいずれか低い額、2人目以降は無料になります。

○基準日に、0歳～15歳までの子どもが3人以上いる世帯の保育料については、3人目以降の子どもの年少扶養控除があるものとみなします。

○保育料の他に給食代や通園バス代等の費用が別途必要となる場合があります。

令和3年度利用者負担額(保育料)の切替えについて

利用者負担額(保育料)の算定にあたっては、市民税額に基づいて決定しています。令和3年度(4月～8月)の利用者負担額(保育料)は、令和2年度の市民税額で算出され、令和3年度(9月～3月)の利用者負担額(保育料)は、令和3年度の市民税額で算出されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度の市民税額に基づく保育料					令和3年度の市民税額に基づく保育料						

○利用者負担額(保育料)は、父母両方(世帯状況によっては、祖父母等も含む。)の市区町村民税をもとに算出するため、父母両方の申告が必要となります。また、令和2年(または令和3年)1月1日時点で住民登録のある市区町村で申告がお済みでない方(育児休業等により、収入のない方も含む。)は、当該市区町村で申告をしていただく必要があります。

※修正申告等により税額に変更があった時は、変更が分かった翌月から変更後の市民税額で保育料を算定します。遡及はいたしませんので、変更となった場合は速やかに子ども保育課までお知らせください。

※世帯の主たる所得者が、倒産や傷病により失業または休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した場合や、居住用家屋が不慮の災害により損害を受けたことにより、保育料の負担が困難であると認められる世帯については、利用者負担額(保育料)が軽減される場合があります。また、婚姻によらないで母または父となった保護者に対して税制度の寡婦(夫)控除が適用されるものとみなし、利用者負担額(保育料)が軽減される場合があります。詳しい内容につきましては、子ども保育課までお問い合わせください。